

# 合併契約書

\*合併には、新設合併と吸収合併があるが、ここでは、一般的に使われる吸収合併のサンプルを紹介する。

株式会社（以下「甲」という）及び株式会社（以下「乙」という）は、次の通り合併契約を締結する。

## 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

## 第2条（合併に際して発行する株式と金銭の支払い）

1. 甲は、合併に際して普通株式 株を発行し、合併期日直前の最終の乙の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する乙の株式1株につき、甲の株式 株の割合をもって割当交付する。
2. 甲は、合併期日直前の最終の乙の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する乙の株式1株につき、金 円の金銭を、合併登記完了後遅滞なく支払う。

\*ここでの支払いは、解散会社の株主に対する最終剰余金の支払い、合併比率の調整金、減資払戻金がありうる。

## 第3条（増加すべき資本金及び準備金等）

甲が合併により増加する資本金、資本準備金、利益準備金及び任意積立金その他の留保利益の額は、次の通りとする。

- ① 増加する資本金 円。  
これにより合併後の甲の資本金は 円となる。
- ②増加する資本準備金 円
- ③増加する利益準備金 円
- ④増加する任意積立金 円

## 第4条（表明保証）

1. 甲および乙は、互いに相手に対して、自己の株主が別紙株主名簿の通りであり、名義株主が存在しないこと、他人名義の株主が存在しないこと、株主に反社会的人物が存在しないことを表明し保証する。
2. 甲および乙は、互いに相手に対して、自己が提出した自己の財務諸表の内容が真実かつ適正であることを保証し、貸借対照表に計上されていない保証債務等、簿外の債

務が存在しないことを表明し、保証する。

3. 甲および乙は、互いに相手に対して、その従業員に対して未払いの賃料、時間外手当、社会保険料などの労働契約に関する債務は存在しないことを表明し、保証する。
4. 甲および乙は、互いに相手に対して、自己が所有する土地や建物に有害物質による汚染は無いことを表明し、保証する。
5. 甲および乙は、互いに相手に対して、自己が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権等を侵害していないことを表明し、保証する。
6. 甲および乙は、互いに相手に対して、自己が第三者から何ら訴訟、クレーム等を受けおらず、そのた、自己に帰属する可能性のある重大な債務が存在しないことを表明し、保証する。

\* 合併では、両会社が一体となるので、合併が成功する限り、本条違反により損害賠償の問題が発生することはない。損害賠償は、12条、または13条で、合併が不成功となったときである。

#### 第5条 (合併承認総会等)

乙および甲は、平成 年 月 日に臨時株主総会を開催し、本契約書の承認決議及び合併に必要な事項についての決議を求めるものとする。ただし、合併手続上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、開催期日を変更することができる。

#### 第6条 (合併期日)

合併期日は、平成 年 月 日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由によりやむを得ない場合は、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

#### 第7条 (合併財産の引継)

1. 乙は、平成 年 月 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに合併期日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を合併期日において甲に引継ぐ。
2. 乙は、平成 年 月 日から合併期日前日に至る間の資産及び負債の変動について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

#### 第8条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結後合併期日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し、合意のうえ、これを行う。

#### 第9条 (従業員の処遇)

甲は、合併期日において、乙の従業員を引継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、別に甲乙協議のうえ、これを定める。

#### 第10条 (甲の役員と任期)

1. 甲の役員は別紙役員一覧表の通りとし、第5条における甲の合併承認総会で選任する。
2. 前項により新たに甲の取締役及び監査役に就任した者の任期は、合併後最初に開催される甲の定時株主総会までとする。

#### 第11条 (役員退職慰労金)

甲及び乙の取締役又は監査役のうち、合併後の甲の取締役または監査役に選任されない者に対する退職慰労金は、あらかじめ甲乙協議して金額を定め、それぞれの帰属株主総会の承認を得て支給する。

#### 第12条 (合併条件の変更及び合併契約の解除)

本契約締結の日から合併期日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更、又は本契約を解除することができる。

#### 第13条 (解除条件)

本契約は、第5条に定める甲および乙の合併承認総会の承認が得られなかった場合又は法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合には、効力を生じない。

#### 第14条 (損害賠償)

第12条、または前条により、合併条件が変更、本契約が解除、または効力が生じない時には、互いに損害賠償を請求しない。ただし、その原因が、甲または乙の故意、または重過失に属する時はこの限りではない。

#### 第15条 (協議事項)

本契約書に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、定める。

第16条 (適用法と管轄)

本合意書に関する解釈および紛争に対しては日本法を適用法とし、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙



## 金子博人法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座8丁目ビル7階

<http://www.kaneko-law-office.jp>

掲載内容の無断転載・転用を固く禁じます。